

令和 8 年度鳥取県強風被害農作物緊急防除及び苗植替え支援事業費補助金交付要綱

制定 令和 8 年 4 月 22 日付第 202600023673 号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年 4 月鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、令和 8 年度鳥取県強風被害農作物緊急防除及び苗植替え支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、令和 8 年春期の強風（以下「強風」という。）により農業被害が発生したことから、生産者が安心して継続的に生産活動ができるよう、緊急的に病虫害防除及び苗の植替え等を行い、生産者の営農意欲の向上と本県特産物の生産振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表 1 の第 1 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）について同表の第 4 欄に掲げる額の間接補助金を交付する同表の第 5 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第 6 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。）又は別表 2 の第 6 欄の上限額のいずれか低い額とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第 4 条 本補助金の交付申請は知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 1 項第 7 号に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表1の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段

の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告という。」）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1） 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2） 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第3号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（提出書類の部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月22日から施行し、令和8年4月4日から適用する。

別表 1（第 3、8 条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施 主体	3 間接補助対象経費	4 間接補 助の額	5 間接交 付主体	6 間接 補助率	7 間接補助事 業の重要な 変更
農作物緊急防 除支援事業	生産者、 J A、 生産組織	令和 8 年 4 月強風の影響で被 害があった農作物の中で以下に 示すもの。 ・園芸品目(すいか等)のは場 において、病虫害の蔓延を防ぐ ための緊急防除に要する経 費。ただし、補助対象となる 要件等は別表 2 に示すとおり とする。	県 の 補 助 金 額 以上	市町村	1 / 3	補助金の増 額
苗植替え支援 事業	生産者、 J A、 生産組織	令和 8 年 4 月強風の影響で被 害があった農作物の中で以下に 示すもの。 ・園芸品目(すいか等)のは場 において、枯死等の被害を受け て収穫の見込めない苗の植替 えに係る苗代。ただし、補助 対象となる要件等は別表 2 に 示すとおりとする。	県 の 補 助 金 額 以上	市町村	1 / 3	補助金の増 額

別表 2（第 3 条関係）

1 間接補助事業	2 対象品目・面積	3 対象期間	4 対象とな るもの	5 散布 回数	6 事業費上限額
農作物緊急防除 支援事業	5 アール以上の園芸 品目（すいか等）	令和 8 年 4 月 4 日から 令和 8 年 4 月 2 6 日ま で	殺菌剤、 液肥等	1 回	6 , 3 0 0 円 / 1 0 a
苗植替え支援事 業			植替えに 要する苗		3 0 8 円 / 本